

児発第475号の6  
平成2年6月7日

[一部改正]平成3年4月11日 児発第360号の7  
平成5年4月9日 児発第331号の6  
平成6年4月18日 児発第443号の5  
平成7年4月3日 児発第371号の10  
平成8年6月24日 児発第618号の8  
平成9年5月28日 児発第375号の4  
平成10年6月12日 児発第457号の3  
平成11年4月30日 児発第418号の2  
平成12年5月19日 児発第520号の3  
平成15年5月23日 雇児発第0523004号の1  
平成17年10月28日 雇児発第1028006号の1  
平成18年6月27日 雇児発第0627011号  
平成19年7月25日 雇児発第0725001号の7  
平成20年2月6日 雇児発第0206002号の6  
平成20年6月12日 雇児発第0612014号の7  
平成21年6月29日 雇児発第0629001号の6  
平成22年5月18日 雇児発0518第6号  
平成24年4月5日 雇児発0405第6号  
平成26年6月2日 雇児発0602第1号  
平成26年10月9日 雇児発1009第1号  
平成27年12月11日 雇児発1211第7号  
令和元年10月4日 子発1004第6号

都道府県知事  
各指定都市市長殿  
中核市市長

厚生省児童家庭局長

児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における  
入所児童（者）処遇特別加算費について

標記については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）をもって通知されたところであるが、この経費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので、管下児童福祉施設に対し周知徹底のうえ、格段のご指導を願いたい。

## 別紙

### 入所児童（者）処遇特別加算費実施要綱

#### 1 目的

高齢化社会の到来等に対応して、児童福祉施設においても高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細かな入所児童等のサービスの向上を図るため、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務についてこれらの者を非常勤職員として雇用した場合に加算し、入所児童等の処遇の一層の向上を図るものである。

#### 2 「高齢者等」の範囲

「高齢者等」の範囲は、次に掲げる者とする。

- (1) 当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者
- (2) 身体障害者（身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持している者）
- (3) 知的障害者（知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者）
- (4) 精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者）
- (5) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦（母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦）

#### 3 「高齢者等」が行う業務の内容

例示すれば

- (1) 入所児童等との話し相手、相談相手
- (2) 身の回りの世話（爪切り、髭剃り、洗面等）
- (3) 通院、買い物、散歩の付き添い
- (4) クラブ活動の指導
- (5) 給食のあとかたづけ
- (6) 喫食の介助
- (7) 洗濯、清掃等の業務
- (8) その他高齢者等に適した業務

#### 4 加算対象職員の要件

加算の対象となる職員等は、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 「高齢者等」を職員配置基準以外に非常勤職員として雇用する場合であって、当該年度中における「高齢者等」の総雇用人員の累計年間総雇用時間が、400時間以上見込まれること。

なお、非常勤職員であってもその勤務形態が民間施設給与等改善費の加算率の算定対象となる職員は、対象としないこと。

また、「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設（受ける予定の施設を含む。）でその補助の対象となる職員は対象としないこと。

- (2) 職員配置数が、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号厚生事務次官通知別表 2「児童福祉施設の職種別職員定数表」を満たしていること。
- (3) 雇用形態は、通年が望ましいが短期間でも雇用予定がはっきりしていて、入所児童等の処遇の向上が期待される場合には、この加算対象としても差し支えないこと。
- (4) 当該施設において、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 45 条第 1 項の規定により都道府県が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われていること。

## 5 加算の方法等

### (1) 加算の認定

都道府県知事（指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）は、加算の認定を受けようとする施設から、別紙様式 1 を参考とした申請書を毎年 12 月末日までに提出させ、当該施設の申請内容について必要な審査を行い、必要と認めた場合は別紙様式 2 を参考とした認定書を当該施設に速やかに通知し、次の方法により加算すること。

ア. 算定の期間は、毎年度 4 月から 11 月までの実績、12 月から 3 月までの雇用計画を元に認定すること。

イ. 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の確認は、福祉事務所等において行うこと。

ウ. 「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設（受ける予定の施設を含む。）においては、その算定の対象とされる者の雇用時間数は次の（2）の表の年間総雇用時間数に算入しないこと。

### (2) 認定額等の支弁及び算出方法

この加算額は、3 月に支弁する事務費等の加算分として支弁するものとし、認定額は、次の算式により算出することとする。

認定額＝入所児童（者）処遇特別加算分保護単価×その施設の 3 月初日の定員等（10 円未満については四捨五入）

入所児童（者）処遇特別加算分保護単価＝

入所児童（者）処遇特別加算額÷その施設の 3 月初日の定員等（10 円未満については、四捨五入）

入所児童（者）特別加算額

年間総雇用時間数	1施設当たり加算額 (年額)
400 時間以上 800 時間未満	435,000 円
800 時間以上 1,200 時間未満	726,000 円
1,200 時間以上	1,016,000 円

6 報告等

(1) 本加算を行った施設は、翌年4月末日までに別紙様式1を参考とした実績報告書を都道府県知事に提出すること。

なお、次年度以降の加算の認定に当たっては、その実績報告書を参考に決定すること。

(2) 都道府県知事は、本加算を行った施設について、監査時等に検証を行うこと。

別紙様式1

番 号  
日 付

○ ○ 知事 殿  
△ △ 市長

〔申請  
報告〕 者名 印

入所児童（者）処遇特別加算費の〔申請  
報告〕について

標記について、次のとおり { 申請する  
報告する } のでよろしく御取計り願いたい。

施設名（種別）				（ 施設）
設置主体				
経営主体				
所在地				
入所定員及び 現員	定員		現員	
	人		人	
職員数	配置基準数	実人員	常勤	人
	人	人	非常勤	（ ）人
「特定就職困難者雇用開発助成金」等の補助の状況（右欄の番号に○印すること。）			1. 受けている 2. 受ける予定	

注1 非常勤職員欄の（ ）に加算対象人員を再掲すること。

注2 「入所定員及び現員」及び「職員数」欄は、4月1日現在で記入のこと。

入所児童（者）処遇特別加算職員

氏名	年齢	雇用契約期間	年間雇用 時間 (予定)数	業務内容	備考
		～	時間		
計	—	—		—	—

注1 身体障害者、知的障害者、母子家庭の母、寡婦の別を備考欄に記入すること。（ただし、身体障害者、知的障害者の場合は障害の程度も合わせて記入のこと。）

注2 加算対象職員との雇用契約書等を添付すること。

注3 業務内容については、詳細に記入すること。

注4 本加算の効果、必要性等を別に添付すること。

入所児童（者）処遇特別加算月別雇用時間内訳表

氏 名	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	計
4 月	時間	時間	時間	時間
5 月				
6 月				
7 月				
8 月				
9 月				
10 月				
11 月				
実績時間数計				
12 月				
1 月				
2 月				
3 月				
雇用計画時間計				
合 計				

注1 4月から11月については、各月の実際の雇用時間の累計を記入すること

注2 12月から3月については、実績等を考慮した雇用予定時間を記入すること。

別紙様式 2

番 号  
日 付

殿

○ ○ 知事  
△ △ 市長  
⑩

入所児童（者）処遇特別加算認定書

年 月 日 第 号で申請のあった標記について、下記のとおり認定したので通知する。

記

加 算 額 円